

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取こども学園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年1月17日及び18日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 利益相反取引に当たる契約について、理事会決議を受けていないものが見受けられたので、契約の適否について理事会の承認を受けること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。
- ・ 前回の指導監査で指摘した事項で未改善のものがあるので、改善のための措置を講じること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>前理事長と賃貸借契約を平成21年7月19日付けで締結している自立支援ホーム鳥取フレンドの建物について、前理事長死去後、同建物の相続人である理事長との間で令和5年10月に賃貸借契約を再締結しているが、利益相反取引であるにもかかわらず、理事会の承認を受けていなかった。</p> <p>ついては、本件契約は利益相反取引に当たるため、理事会において契約につき重要な事実を開示し、契約の必要性及び妥当性、価格の妥当性、特定の理事に対する特別の利益の供与に当たるか否かを検討した上で、当該利益相反取引の適否について理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、本件利益相反取引の承認に当たっては、賃借料が平成21年以降見直されていないことから、賃借料の妥当性を含め検討を行うこと。</p> <p>おって、承認に当たっては、利害関係を有する理事は議決に参加できないので留意すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条）（入札契約通知1（4））</p>	
2	<p>月次試算表について、統括会計責任者及び理事長への提出が遅延している月があった。</p> <p>ついては、会計責任者は、拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月10日までに統括会計責任者に提出するとともに、統括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月15日までに理事長に提出すること。</p>	

	<p>なお、本件は前々回も口頭指摘しているので必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第 32 条)</p>	
3	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額と大きく乖離している科目があった。</p> <p>については、予算変更の必要がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲については、あらかじめ経理規程細則等で定めることが望ましい。</p> <p>おって、本件は前回も文書指摘しており、その際貴法人は「決算額と予算額が大きく乖離しないよう補正予算を調製する。」と回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項 2 (2)) (定款第 33 条) (経理規程第 21 条)</p>	
4	<p>計算書類の附属明細書について、次の不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金事業等収益明細書について、施設の区分に計上された保育環境改善等事業費補助金及び鳥取方式の芝生化促進事業が国庫補助金等特別積立金として積み立てられているにもかかわらず、「うち国庫補助金等特別積立金積立額」欄に金額が記載されていなかった。</li> </ul> <p>については、附属明細書は定められた記載方法に従って適切に作成すること。</p> <p>(運用上の取扱い 26 (1))</p>	
5	<p>その他の固定資産の建物及び建物附属設備の令和 4 年度末の価額が、以下のとおり財産目録と法人単位貸借対照表で一致していない。</p> <p>① 建物 法人単位貸借対照表 17,741,751 円 財産目録 16,358,065 円</p> <p>② 建物附属設備 法人単位貸借対照表 計上なし 財産目録 1,383,686 円</p> <p>については、誤りを修正の上、貸借対照表と財産目録の整合性を図ること。</p> <p>(会計省令第 25 条) (運用上の取扱い 27)</p>	